

■■■■ KC's活動報告(4/16~6/15) ■■■■

- 理事会 4月26日2010年度第1回理事会、5月26日第2回理事会、6月14日第3回理事会を開催。
- ・検討委員会の案件と対応、会員状況、差止請求訴訟案件、第2期3ヵ年計画(案)、消費者庁法案等の動向、マスコミ対応、2010年度総会記念シンポ、その他の啓発事業、集团的権利救済制度等の動向などについて報告、審議、確認をしました。
- ・英会話教室「グローバルトリニティ」「ハーツ」を運営する(株)フォートレスジャパンに対する和解金請求訴訟期日は、第1回が5月17日に行われ、相手方行方不明のため、弁論を終結しました。裁判所は5月31日に2009年3月4日付裁判上の和解条項に違反し、消費者3名に対して不当な勧誘行為を行ったことを認め、同和解条項に基づく違約金の請求について、強制執行をすることを認める旨の判決を言い渡しました。この判決によって、同社が当団体との和解後も不当な勧誘行為を継続して行っていたということが社会的に認められました。
- ・野々山宏 KC's 常任理事が国民生活センター理事長に就任したため、常任理事を辞任しました。
- 検討委員会 4月22日、5月7日、5月18日、6月7日に開催。
- ・検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。現在12検討グループが活動継続中ですが、新たに大阪と奈良で活動が始まり、京都で1、滋賀で1事案の検討グループを立ち上げる予定です。
- *新たな検討グループの開始に際して、特に消費者からの参加者募集中
⇒ご関心のある方、またはご紹介いただける方には、事務局より詳細のご案内をいたします。ご連絡お待ちしております。
- 広報・啓発
- ・5月13日(木)～21日(金)：大阪府消費者フェアに参加。パネル展示と「差止請求の成果と課題」について報告。
- ・5月25日(火)：片山副理事長がACAP西日本支部例会で講演。テーマは「消費者市民社会」
- ・5月29日(土)：五條検討委員長が大阪市主催の「消費生活講演会」で講演。
- ・6月1日(火)：西島事務局長が立命館大学で講演。テーマは「消費者契約法」

- ・6月12日(土)：トムテ総会でKC's検討グループK23が投資信託のセミナーを行いました。
- 消費者団体の動き
- ・4月14日、「あいち消費者被害防止ネットワーク」が適格消費者団体に認定されました。適格消費者団体は全国で9団体になりました。
- ・5月13日(木)大阪府消費者フェアで消費者庁消費者委員会委員長 松本恒夫さんが「消費者委員会が目指すもの」というテーマで講演されました。終了後消費者団体と懇談を行いました。
- ・6月19日(土)：消費者ネット関西総会・消費者庁消費者委員会委員 中村雅人弁護士の講演されます。

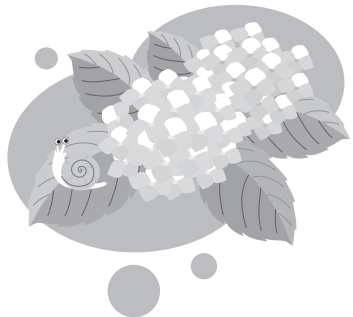
ご案内・お知らせ

■2010年KC's総会・シンポジウム

- とき：6月26日(土) 13:30～17:00
- ところ：大阪科学技術センター 8Fホール
- シンポジウムテーマ：差止請求と検討グループ活動の成果と課題

■事業者と消費者の「双方向コミュニケーション研究会」

- 「健全・公正で安心な市場づくり」の実現をめざし、事業者と消費者の「双方向コミュニケーション」の具体的な方法を研究することを目的に、初回は8～9月に連続4回(同じメンバーで15名程度)で開催する予定です。
- 詳細が決まり次第、ホームページ、KC'sNEWSでお知らせいたします。



問合せ・連絡先
消費者支援機構関西 (KC'sケーシーズ) 事務局
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp
ホームページ: http://www.kc-s.or.jp/

KC's NEWS

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町1-1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

No.26
2010.6.21

フォートレスジャパンに対して違約金請求の強制執行を認める
和解後の不当勧誘を認定し、違約金の強制執行を認める初の判決

2010年5月31日、大阪地方裁判所は、英会話教室「グローバルトリニティ」「ハーツ (HER-s)」の運営会社である(株)フォートレスジャパンが裁判上の和解後も不当な勧誘を行っていたことを認め、和解条項に基づく違約金の請求の強制執行を認める判決を言い渡しました。この判決によって、同社が当団体との和解後も不当な勧誘行為を継続して行っていたということが社会的に認められました。

□違約金請求を前提としての裁判上の和解

- ・2008年8月28日、KC'sは(株)フォートレスジャパンに対して今後不当な勧誘行為等を行わないことを求める差止訴訟を大阪地方裁判所に提起
- ・2009年3月4日、同社との間に裁判上の和解が成立

<今後行わないと約束した不当勧誘の内容>

① 帰らせてくれない
② 事実でないことを言う
③ 利益になることだけを言う
④ しつこい勧誘・長時間勧誘
⑤ 人格非難に当たるような言葉で困らせる
⑥ 判断力不足を利用して勧誘
⑦ 消費者の所得(収入)に配慮しない勧誘

<09年3月4日以降>

- ・上記①～⑦の勧誘行為等の停止
- ・①～③の勧誘で消費者が契約をした場合、同社は消費者からの取り消し要求に応じ、代金の全額返還に応じる
- ・④～⑦の勧誘で消費者が契約した場合、同社は消費者からの解約その他の申し出に対して誠実に対応をする
- ・違約金の支払い
- ①～③の勧誘等を行った場合、本和解に基づく違約金として消費者1人あたり50万円をKC'sに支払う
- ・他、従業員への周知徹底、研修指導や周知徹底措置の実行状況の報告など

□和解後も続けていた不当勧誘

09年3月の和解以降、(株)フォートレスジャパン

は、東京、名古屋、大阪の英会話教室の名称を「ハーツ (HER-s)」に変更するとともに、和解条項で禁止された不当勧誘行為等を複数の消費者に行っていることが、KC'sへの情報提供や消費者センターへの情報提供申請で判明し、KC'sは違約金の請求準備を始めました。



- ・2009年11月30日、KC'sがFJ社に対して違約金の請求を行う
- ・2009年12月25日、大阪地方裁判所に対して和解条項に基づく違約金請求の強制執行のための執行文の付与を求めて提訴
- ・2009年12月28日、FJ社がKC'sに「廃業のお知らせ」を通知
- ・2010年2月18日、FJ社に対して東京都及び消費者庁が6か月の業務停止命令

□消費者団体訴訟制度における
本判決の意義

(株)フォートレスジャパンに対する違約金請求の強制執行を認めた今回の判決の意義について、KC'sの検討委員長である五條弁護士にお聞きしました。



「違法な勧誘をしないとの和解に違反した事業者に違約金を課すことを実際に認めさせたことは意義があります。また、提訴とフォートレスジャ

パンの廃業との関係は不明ですが、差止の判決や和解を遵守しない事業者は、最終的に市場から撤退するほかないことを今回の一連の経過は示していると思います。

他方で、相手が廃業という手段に出た場合に、

違約金の支払を実際にどのようにして実現していくかは今後の課題ですし、同社の関係者等が、今後法人名だけを変えて、同様の勧誘を行うことがないか、注視していく必要があるでしょう。」

事案を検討する難しさや差止請求の成果などを交流

KC's第1回検討グループ活動交流会

KC'sは5月11日、事業者による不当な勧誘や契約条項の使用の差止めを検討している検討グループの活動交流会を開催しました。第1回検討グループ活動交流会には23名の検討グループメンバーや理事、検討委員が参加し、活動の苦労や成果について交流を深めました。



□差止請求活動の成果と課題

KC's検討委員長の五條操弁護士が「差止請求活動の成果と課題」と題して問題提起を行いました。五條検討委員長が提起した成果と課題は以下のとおり。

—成果—

＜裁判で差止めを実現した案件＞

- ・英会話教室を運営する(株)フォートレスジャパンの不当勧誘等の差止め
- ・消費者金融業者である(株)ニューファイナンスの早期完済違約金などの差止め

＜事業者への申入れと協議で是正させた案件＞

- ・住宅警備保障会社の契約条項の改善
- ・賃貸住宅契約の改善
- ・携帯電話の電波方式の変更に伴うプリペイドカード残額の失効と機種変更の問題など

＜消費者への情報提供＞

- ・英会話教室による不当勧誘に対する注意喚起(大学生対象の消費者セミナーなど)
- ・「旅行トラブルの予防と対応」を提言として公表
- ・金融商品検討グループによる「金融商品セミナー」の開催 など

—課題—

＜現行の差止請求の限界＞

- ・契約変更を元に戻させることの難しさ
- ・クレジットカードのカードローンとキャッシングのリボ払い金額の一方的引き上げの問題
- ・差止請求の対象外となる案件
- ・携帯電話の電波方式の変更に伴うプリペイドカード残額失効と機種変更の問題

＜被害者救済が十分ではない＞

- ・適格消費者団体が事業者に対して被害者個人に対して被害金額の返還を求めても強制力がないう問題

＜被害事例や約款の収集に関する問題＞

- ・協力的ではない事業者の場合は約款の入手が困難で、強制的に提供させる権限がない

＜消費者への情報発信の不十分さと活動への参加＞

- ・消費者に対しての情報発信が必ずしも十分とはいえない
- ・差止請求活動が中心の消費者団体として専門家が中心となる傾向がある。消費者が「参加してよかった」と思える活動(例えば、表示の問題など)の取り組みが必要

＜非公開案件の取扱い＞

- ・検討に要している時間が長いものでは1年を超え、非公開の状態が続いている。非公開が続くことは、消費者への情報提供という点と成果が上がらないという点で問題がある

＜活動参加者の拡大＞

- ・特定の方に負担が掛かっているのが現状で検討グループや検討委員会に参加していただける方を広げていくことが重要

□検討グループの活動に参加して良かったこと・苦労したこと

続いて、検討グループで活動されている方から発言がありました。

＜良かったこと＞

- ・今まで漫然と契約書を見ていたのが、KC'sで申し入れをすることになり消費者契約法をしっかりと勉強するようになった(専門家)
- ・専門家と違い「普通の消費者は契約書なんてすべて読まないのだから」と普通の消費者感覚で参加することが大切(消費者)
- ・相手方事業者が協議に来るのか?と思っていたが、本当に来たので驚いた(専門家)

また「今までは個別の案件だけを見ていたが、KC'sの役割や課題が見えてよかった」や「KC'sの活動をマイクロだけでなくマクロの視点で考えることができた。今後の活動に役立てていきたい」などの感想も寄せられました。

＜苦労したこと＞

- ・契約条項に不当な項目が多すぎる事業者があり検討に時間がかかる(専門家)
- ・広告の差止めといっても内容が頻繁に変更されるのでどの時点の広告を差止めるのか悩む(専門家)
- ・保険について検討しているが法律家でも難しい。保険については今後も検討する案件が出てくるのではないかと(専門家)

また「KC'sと消費者の距離が遠い。消費者からの情報提供が少ないので、集めたい被害事例が集まらない」といった意見も出されました。

□専門家とのネットワークと消費者の参加をを広げ、KC'sの活動を大きく広げよう

坂東俊矢常任理事は、交流会のまとめとして「全国で9つの適格消費者団体が様々な成果を上げているなか、検討グループの活動を通じてKC'sでも多くの成果が上がっていることをみんなで確認しよう」と述べる一方、課題についても触れました。

—課題—

- ①弁護士会や司法書士会などとの連携の拡大と多くの消費者の方に活動を広げ参加してもらうこと
 - ②何を差止めるのか?といった問題についての裏付けを持つこと
 - ③消費者にKC'sの活動をわかりやすく伝え、活動の輪を広げること
- の3点をあげ「いろんなチャンネルで消費者の感覚を受け止めることができる活動を進めていくことが必要」と、今後の活動について提起しました。

団体正会員紹介

福井県生活協同組合連合会

福井県生協連は1975年に設立され、福井県内で活動している7つの生協(地域生協2、県庁生協1、学校生協1、大学生協1、医療生協1、共済生協1)で構成されています。それぞれの生協が、食の安全・安心やくらしの保障、助け合いや子育て、生活支援、医療・介護事業などくらしにまつわるさまざまな分野で、組合員や地域から求められていることに応えるために日々奮闘しています。

当連合会の今年度の重点課題は3つです。

- ①地方消費者行政の充実強化の取り組み
- ②ボランティア活動の取り組み
- ③行政・他団体との渉外機能強化

当連合会では遅ればせながら、3月に福井弁護士会の弁護士と懇談し、福井県内で消費者団体訴訟を検討すべき事案が発生した時には検討グループを立ち上げることで合意しました。当連合会の会員生協である福井県民生協は「くらしの相談ダイヤル」を運営し、また関係団体である(社)ふくい・くらしの研究所は福井県消費生活センターから委託を受けて消費生活講座を年間50企画開催しています。これらの団体や行政と連携して、消費者被害の未然防止・拡大防止に少しでもお役に立ちたいと考えています。

ボランティア活動の取り組みでは、「海岸清掃ボランティア」や「収集ボランティア」活動などがあります。生協以外の一般県民も多数参加いただいています。「誰かや社会のためにできることがしたい」という素直な気持ちがカタチ(行動)

になって、福井県全体に「ボランティアの輪」が広がっていくように取り組んでいます。

渉外機能では、消費者行政窓口との関係はもちろんですが、当連合会が委員として出席している各種委員会や会議を通じて、事務局や他団体・他企業との関係をさらに強化していきます。委員としての役割を果たしながら生協全体への信頼度を高め、結果として行政や他団体と生協の諸活動との連携を図ります。

景気は回復基調と言われていますが、地域経済や組合員のくらしは厳しい状況が続いており、「組合員のくらし」だけでなく「地域社会を守る」ことへの強い期待が生協に寄せられています。この期待に応えるために、生協間の連帯はもとより協同組合間連帯や自治体・地域の非営利団体、さらには同じ志を持つ企業とも連携しながら、社会的責任に応えていくことが重要と考えています。



海岸清掃ボランティア

お問い合わせ

福井県生活協同組合連合会

〒910-8557 福井市開発町2-1-1
福井県民生協本部センター気付
TEL 0776-52-8815 FAX 0776-52-2050
URL : <http://www.fukui.coop/Default.aspx?alias=www.fukui.coop/kenren>